

令和5年度 特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金

電話による特殊詐欺や悪質商法などの被害を未然に防ぐために、固定電話機に取り付ける通話録音や着信拒否等ができる機器又はこれらの機能が備わった固定電話機を購入した場合、その費用の一部を補助します。

STOP！特殊詐欺 **STOP！悪質商法** **STOP！迷惑電話**

この通話は
録音されます

【補助対象者】

豊田市に住民登録があり、次の要件をすべて満たす人

- (1) 世帯主
- (2) 市税を滞納していない人
- (3) 過去にこの補助金の適用を受けていない人
- (4) 同じ機器に対する他の補助金の交付を受けていない人
- (5) 暴力団員ではない人、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない人



【補助対象経費】

公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話（特殊詐欺被害等防止機器）の購入に要した費用（スマートフォン、携帯電話は除きます。）

※<https://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html> 参照

※令和5年4月1日以降に購入した特殊詐欺被害等防止機器が対象です。

【補助金の額】

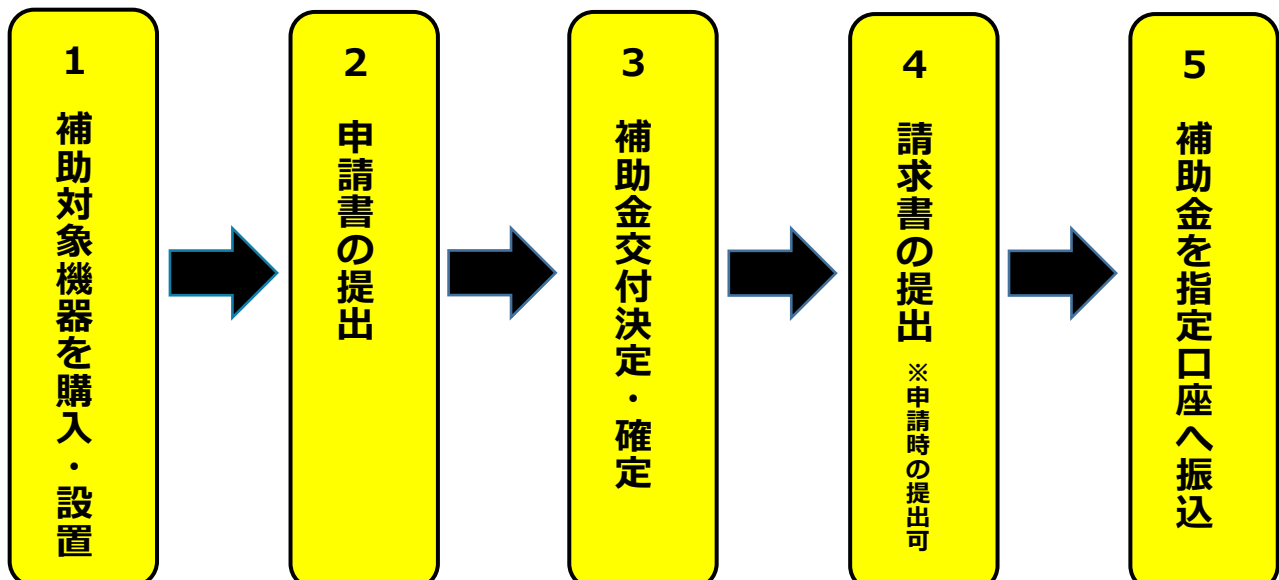
補助対象経費の**2分の1**（上限7,000円、1,000円未満切捨て）

【申請手続き】

交通安全防犯課（南庁舎4階）の窓口又は郵送

※令和6年3月29日（金）までに申請してください。（必着）

★手続きの流れ



1 補助対象機器を購入・設置

- 補助金の対象となる機器を購入し、居住する住宅に設置してください。

【購入時の注意事項】

- 公益財団法人全国防犯協会連合会の優良防犯電話推奨品目録に記載のある機器であることを確認してください。
- 申請者（世帯主）氏名、領収金額、領収年月日、機器の製造会社名・名称・型式、購入店が記載されている領収書が必要です。

2 交付申請書兼実績報告書（4 請求書）の提出

- 交付申請書兼実績報告書（市指定様式）に必要書類を添え、交通安全防犯課窓口又は郵送で提出してください。
- 申請期限は、令和6年3月29日（金）です。

【添付書類】

- 領収書（原本）
- 購入した特殊詐欺被害等防止機器の機能が確認できるカタログ、取扱説明書等
- 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- 完納証明書（3か月以内に発行されたもの）
- 請求書（市指定様式）
- 通帳又はキャッシュカードの写し

※住民票の写し及び完納証明書は、添付を省略できる場合があります。

※完納証明書は、市税の滞納がないことを証明するものです。

※補助金は、申請者の口座へ振り込みます。

※市指定様式は、交通安全防犯課で配布又は市ホームページからダウンロード

3 交付決定通知書兼確定通知書の到着

- 交付申請書兼実績報告書を受理後、2週間ほどで交付決定通知書兼確定通知書がお手元に届きます。決定及び確定した補助金に誤りがないかご確認ください。

5 補助金の振込み

- 交付決定通知書兼確定通知書がお手元に届いてから、概ね1か月で補助金が指定口座に振り込まれます。記帳等によりご確認ください。

◇ 問合せ先 ◇ 豊田市役所 地域振興部市民安全室 交通安全防犯課(南庁舎4階)
〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
電話：0565-34-6633 FAX：0565-32-3794
E-mail：bouhan@city.toyota.aichi.jp